

# わかるとい〜な

障がい者基幹  
相談支援センター  
だより

第23回

## 障害者総合支援法、 児童福祉法の改正について

質問

Q



平成30年の4月から、障がいがあるかたのための福祉サービスはどんなことが変わったの？

回答

A



障がいのあるかたが、地域で希望する生活をしやすいするため、また障がいのある児童の様々なニーズに対応するため、新しいサービスが創られたり、今までのサービスが改善されました。

### 主なサービス、制度など

1 障がいのあるかたが望む暮らしのために	
就労定着支援(最長3年間)	福祉事業所から一般企業へ就職したかたの就労に伴う生活面の課題について、企業や家族と連絡を取り合って対応し、安心して働けるように支援します。
自立生活援助(最長1年間)	施設やグループホームなどから地域での独り暮らしに移行したかたの生活面の課題について、定期的な訪問により相談に応じ、情報提供や助言を行うことで安定した生活が送れるよう支援します。
2 障がいのある児童の様々なニーズに対応するために	
医療的ケア児の支援体制	医療的ケアが必要な障がい児が必要な支援を受けられるよう、自治体ごとに、保健、医療、福祉などの関連分野が連携するための協議の場を作ります。
3 サービスの質の向上などのために	
補装具の貸与	身体の成長や障がいの進行などに伴い、短期間で取り換えが必要な補装具(義肢や歩行器等)について一部の品目を貸与可能とします。詳しくは、稲沢市役所福祉課障害福祉グループへ(TEL:0587(32)1281 FAX:0587(32)1219)
福祉サービスなどの情報公表制度	各事業者が、運営しているサービスの情報を県に報告し、県がインターネットで公表することで、利用者が事業者の情報を得やすくします。詳しくは、「障害福祉サービス等情報検索サイト(WAM NET)」をご覧ください。

企業で働く障がい者を手厚くサポートし、職場への定着、就労の継続が図れるようになります。

稲沢市では、8月から保健・医療・福祉・教育などの関係者が参加するネットワーク会議が始まりました。

福祉サービスの利用については、各相談支援事業所で相談できます。  
(市内に、まだ実施事業所がないサービスもあります)



今回は、稲沢市障害福祉計画・障害児福祉計画について、お伝えします。

※本会ではノーマライゼーションの理念を推進する観点から広報紙面などにおける「障害」の表記を、「障がい」と一部ひらがな表記に努めています。  
※ノーマライゼーションの理念とは、デンマークにおける知的障がい者の親の運動から広がった考え方で、障がいのある人もない人も、みんなが安心して生活をおくることのできる地域社会を築くことつくることをめざすものです。